

自動車損害賠償責任保険基準料率

2026年4月30日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第 2 条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車		15,370								
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車		15,030								
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車		13,620								
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		27,820	27,470	27,120	26,780	26,430	26,080	25,740	25,390	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		14,230	14,090	13,960	13,830	13,690	13,560	13,430	13,290	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	14,230	14,090	13,960	13,830	13,690	13,560	13,430	13,290	
		検 査 対 象 外 車	14,130	14,000	13,870	13,730	13,600	13,470	13,340	13,210	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
			検 査 対 象 外 車	21,190							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		6,310									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車						13,560				
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車						13,280				
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車						12,130				
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		25,040	24,700	24,350	24,000	23,650	23,300	22,940	22,580	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		13,160	13,030	12,890	12,760	12,630	12,490	12,350	12,210	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	13,160	13,030	12,890	12,760	12,630	12,490	12,350	12,210	
		検 査 対 象 外 車	13,080	12,940	12,810	12,680	12,550	12,410	12,280	12,140	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
			検 査 対 象 外 車					18,280			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						6,200					

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自 家 用 乗 用 自 動 車										25,180
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車										11,660
軽 自 動 車	検 査 対 象 車									25,330
	検 査 対 象 外 車									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車										9,400
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		22,230	21,870	21,510	21,160	20,800	20,440	20,080	19,730
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		12,080	11,940	11,800	11,670	11,530	11,390	11,250	11,120
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	12,080	11,940	11,800	11,670	11,530	11,390	11,250	11,120
		検 査 対 象 外 車	12,010	11,870	11,740	11,600	11,470	11,330	11,200	11,060
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車									
	(ロ) 教 習 用 自 動 車									
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車								15,590
		c 軽自動車	検 査 対 象 車							
検 査 対 象 外 車										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車										

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車			24,690	24,170	23,660	23,150	22,640	22,130	21,620	21,110	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車			11,510	11,350	11,200	11,040	10,880	10,730	10,580	10,420	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		24,830	24,320	23,800	23,290	22,770	22,260	21,750	21,230	
	検 査 対 象 外 車		11,700								
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車		11,480								
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車		10,610								
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車			9,310	9,210	9,110	9,020	8,920	8,830	8,730	8,630	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,370	19,000	18,640	18,270	17,900	17,530	17,170	16,800	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		10,980	10,840	10,700	10,560	10,410	10,270	10,130	9,990	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	10,980	10,840	10,700	10,560	10,410	10,270	10,130	9,990	
		検 査 対 象 外 車	10,930	10,790	10,650	10,510	10,370	10,230	10,090	9,950	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車		15,340	15,080	14,820	14,560	14,300	14,050	13,790	13,530
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	15,290										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			6,100								

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車			20,600	20,090	19,580	19,070	18,560	18,030	17,510	16,980	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				45,570	44,050	42,470	40,900	39,330	
		最大積載量が2トン以下のもの				32,260	31,240	30,190	29,150	28,100	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				33,180	32,130	31,050	29,960	28,880	
		最大積載量が2トン以下のもの				30,710	29,750	28,770	27,780	26,800	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				28,130	27,270	26,380	25,500	24,620		
	自 家 用				22,060	21,430	20,790	20,150	19,500		
小 型 二 輪 自 動 車			10,260	10,110	9,950	9,800	9,640	9,480	9,320	9,160	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		20,720	20,200	19,690	19,170	18,660	18,130	17,600	17,070	
	検 査 対 象 外 車						9,780				
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車						9,630				
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車						9,040				
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車						9,610	9,460	9,310	9,150	9,000	
緊 急 自 動 車			8,540	8,440	8,350	8,250	8,150	8,060	7,960	7,860	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		16,430	16,060	15,700	15,330	14,960	14,580	14,210	13,830	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		9,850	9,710	9,570	9,430	9,290	9,140	9,000	8,850	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	9,850	9,710	9,570	9,430	9,290	9,140	9,000	8,850	
		検 査 対 象 外 車	9,810	9,670	9,540	9,400	9,260	9,110	8,970	8,830	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車					8,740	8,620	8,500	8,390	8,270	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車					8,740	8,620	8,500	8,390	8,270	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					22,180	21,550	20,900	20,250	19,600
		b 小 型 二 輪 自 動 車		13,270	13,010	12,750	12,490	12,230	11,970	11,700	11,440
		c 軽自動車	検 査 対 象 車				12,490	12,230	11,970	11,700	11,440
			検 査 対 象 外 車					12,210			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,980	5,970	5,960	5,950	5,940		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,990					

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									34,960	
	自 家 用									12,740	
営業用乗用自動車	A									89,700	
	B									71,730	
	C									55,100	
	D									35,050	
自 家 用 乗 用 自 動 車			16,450	15,930	15,400	14,880	14,350	13,830	13,300	12,770	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	37,760	36,180	34,610	33,040	31,470	29,900	28,320	26,750	
		最大積載量が2トン以下のもの	27,050	26,010	24,960	23,910	22,870	21,820	20,780	19,730	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	27,800	26,720	25,630	24,550	23,470	22,380	21,300	20,220	
		最大積載量が2トン以下のもの	25,810	24,820	23,840	22,850	21,870	20,880	19,900	18,910	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		23,730	22,850	21,970	21,090	20,200	19,320	18,430	17,550	
	自 家 用		18,860	18,220	17,570	16,930	16,280	15,640	15,000	14,350	
小 型 二 輪 自 動 車			9,000	8,840	8,680	8,530	8,370	8,210	8,050	7,890	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		16,540	16,010	15,480	14,950	14,420	13,890	13,360	12,830	
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車										
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車										
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			8,850	8,700	8,540	8,390	8,240	8,090	7,940	7,780	
緊 急 自 動 車			7,760	7,660	7,560	7,460	7,370	7,270	7,170	7,070	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,450	13,070	12,690	12,320	11,940	11,560	11,180	10,800	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		8,710	8,560	8,420	8,270	8,130	7,980	7,840	7,690	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	8,710	8,560	8,420	8,270	8,130	7,980	7,840	7,690	
		検 査 対 象 外 車	8,680	8,540	8,400	8,260	8,110	7,970	7,830	7,680	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車		8,150	8,030	7,910	7,800	7,680	7,560	7,440	7,330	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		8,150	8,030	7,910	7,800	7,680	7,560	7,440	7,330	
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		18,960	18,310	17,660	17,010	16,360	15,710	15,060	14,410
		b 小 型 二 輪 自 動 車		11,170	10,900	10,640	10,370	10,110	9,840	9,570	9,310
		c 軽自動車	検 査 対 象 車	11,170	10,900	10,640	10,370	10,110	9,840	9,570	9,310
			検 査 対 象 外 車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		32,780	30,520	28,270	26,020	23,770	21,520	19,270	17,010	
	自 家 用		12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450	
営業用乗用自動車	A		83,420	76,950	70,470	64,000	57,530	51,060	44,590	38,110	
	B		66,790	61,710	56,620	51,530	46,450	41,360	36,270	31,190	
	C		51,400	47,600	43,790	39,990	36,190	32,380	28,580	24,770	
	D		32,850	30,600	28,340	26,080	23,820	21,560	19,300	17,050	
自 家 用 乗 用 自 動 車			12,250	11,710	11,170	10,620	10,080	9,540	9,000	8,460	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	25,180	23,560	21,940	20,320	18,700	17,090	15,470	13,850	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,680	17,610	16,530	15,450	14,370	13,300	12,220	11,140	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,130	18,020	16,900	15,790	14,670	13,560	12,450	11,330	
		最大積載量が2トン以下のもの	17,930	16,910	15,900	14,880	13,870	12,860	11,840	10,830	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		16,670	15,760	14,850	13,940	13,030	12,120	11,210	10,300	
	自 家 用		13,710	13,050	12,380	11,720	11,060	10,390	9,730	9,070	
小 型 二 輪 自 動 車			7,730	7,560	7,400	7,230	7,070	6,900	6,740	6,580	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		12,300	11,750	11,210	10,660	10,120	9,570	9,030	8,480	
	検 査 対 象 外 車		7,800								
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車		7,730								
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車		7,430								
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			7,630	7,480	7,320	7,160	7,010	6,850	6,690	6,540	
緊 急 自 動 車			6,970	6,870	6,770	6,670	6,570	6,460	6,360	6,260	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,420	10,040	9,650	9,260	8,870	8,480	8,090	7,700	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		7,550	7,400	7,250	7,100	6,950	6,800	6,650	6,500	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	7,550	7,400	7,250	7,100	6,950	6,800	6,650	6,500	
		検 査 対 象 外 車	7,540	7,390	7,250	7,100	6,950	6,800	6,660	6,510	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車		7,210	7,090	6,970	6,850	6,720	6,600	6,480	6,360	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		7,210	7,090	6,970	6,850	6,720	6,600	6,480	6,360	
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,770	13,100	12,430	11,760	11,100	10,430	9,760	9,090
		b 小 型 二 輪 自 動 車		9,040	8,770	8,490	8,220	7,950	7,670	7,400	7,120
		c 軽自動車	検 査 対 象 車	9,040	8,770	8,490	8,220	7,950	7,670	7,400	7,120
			検 査 対 象 外 車	9,040							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,890								

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		14,760	12,510	10,260	8,010		
	自 家 用		7,910	7,370	6,830	6,290		
営業用乗用自動車	A		31,640	25,170	18,700	12,230		
	B		26,100	21,010	15,930	10,840		
	C		20,970	17,170	13,360	9,560		
	D		14,790	12,530	10,270	8,010		
自 家 用 乗 用 自 動 車			7,920	7,380	6,840	6,300		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	12,230	10,610	8,990	7,370		
		最大積載量が2トン以下のもの	10,060	8,990	7,910	6,830		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,220	9,100	7,980	6,870		
		最大積載量が2トン以下のもの	9,810	8,800	7,780	6,770		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		9,390	8,480	7,570	6,660		
	自 家 用		8,410	7,740	7,080	6,420		
小 型 二 輪 自 動 車			6,410	6,250	6,080	5,920		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		7,940	7,390	6,850	6,300		
	検 査 対 象 外 車							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車							
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			6,380	6,220	6,070	5,910		
緊 急 自 動 車			6,160	6,060	5,960	5,860		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,310	6,920	6,530	6,140	5,820	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,350	6,200	6,050	5,900	5,780	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,350	6,200	6,050	5,900	5,780	
		検 査 対 象 外 車	6,360	6,220	6,070	5,920	5,800	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 ぎ ゆ う 自 動 車		6,240	6,120	6,000	5,870		
	(ロ) 教 習 用 自 動 車		6,240	6,120	6,000	5,870		
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,420	7,760	7,090	6,420	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		6,850	6,580	6,300	6,030	
		c 軽自動車	検 査 対 象 車	6,850	6,580	6,300	6,030	
			検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,800	5,790	5,780	5,770		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）	A
北海道（札幌市を除く）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府（大阪府域）、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

（注） 大阪府域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	7,500									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	6,700									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	6,630									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,000	6,980	6,960	6,940	6,920	6,900	6,880	6,860	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,930	6,910	6,900	6,880	6,860	6,840	6,820	6,800	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,930	6,910	6,900	6,880	6,860	6,840	6,820	6,800	
		検 査 対 象 外 車	6,950	6,930	6,920	6,900	6,880	6,860	6,840	6,820	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
検 査 対 象 外 車		6,370									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		6,310									

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車							7,170			
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車							6,520			
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車							6,470			
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,840	6,820	6,800	6,780	6,760	6,740	6,720	6,700	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,780	6,760	6,740	6,720	6,710	6,690	6,670	6,650	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,780	6,760	6,740	6,720	6,710	6,690	6,670	6,650	
		検 査 対 象 外 車	6,800	6,780	6,760	6,740	6,730	6,710	6,690	6,670	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
検 査 対 象 外 車							6,250				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							6,200				

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											9,570
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											7,760
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										8,930
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車										
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車										
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											6,350
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,680	6,660	6,640	6,620	6,600	6,580	6,550	6,540	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510	6,490	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510	6,490	
		検 査 対 象 外 車	6,650	6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									6,230
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,470	9,370	9,270	9,170	9,070	8,970	8,870	8,770		
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車		7,710	7,660	7,610	7,550	7,500	7,450	7,390	7,340		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,850	8,770	8,680	8,600	8,520	8,430	8,350	8,260		
	検 査 対 象 外 車	6,830									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	6,340									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	6,300									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車		6,330	6,320	6,300	6,280	6,270	6,250	6,240	6,220		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,510	6,490	6,470	6,450	6,430	6,410	6,390	6,370	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,470	6,460	6,440	6,420	6,400	6,380	6,360	6,340	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,470	6,460	6,440	6,420	6,400	6,380	6,360	6,340	
		検 査 対 象 外 車	6,490	6,480	6,460	6,440	6,420	6,400	6,380	6,360	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,220	6,210	6,200	6,180	6,170	6,160	6,140	6,130	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
検 査 対 象 外 車		6,130									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		6,100									

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,670	8,570	8,460	8,360	8,260	8,160	8,060	7,950		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				19,640	19,110	18,560	18,020	17,470	
		最大積載量が2トン以下のもの				16,760	16,340	15,900	15,470	15,030	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				19,640	19,110	18,560	18,020	17,470	
		最大積載量が2トン以下のもの				16,760	16,340	15,900	15,470	15,030	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				10,470	10,290	10,100	9,910	9,730		
	自 家 用				10,390	10,210	10,030	9,840	9,660		
小 型 二 輪 自 動 車		7,290	7,240	7,180	7,130	7,080	7,020	6,970	6,910		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,180	8,100	8,010	7,930	7,850	7,760	7,670	7,590		
	検 査 対 象 外 車					6,490					
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車					6,150					
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車					6,130					
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車					6,130	6,120	6,100	6,090	6,070		
緊 急 自 動 車		6,210	6,190	6,170	6,160	6,140	6,130	6,110	6,090		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,350	6,330	6,310	6,290	6,270	6,240	6,220	6,200	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,320	6,300	6,280	6,260	6,240	6,220	6,200	6,180	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,320	6,300	6,280	6,260	6,240	6,220	6,200	6,180	
		検 査 対 象 外 車	6,340	6,320	6,300	6,280	6,260	6,240	6,220	6,200	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車					6,000	6,000	5,980	5,970	5,960	
	(ロ) 教習用自動車					6,000	6,000	5,980	5,970	5,960	
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				7,360	7,300	7,230	7,170	7,110	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,120	6,110	6,090	6,080	6,070	6,050	6,040	6,030	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車				6,080	6,070	6,050	6,040	6,030	
		検 査 対 象 外 車					6,020				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,980	5,970	5,960	5,950	5,940		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,990					

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										13,520
	自 家 用										12,740
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										18,010
	個人タクシー										17,000
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,850	7,750	7,650	7,540	7,440	7,340	7,230	7,130		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,920	16,370	15,820	15,270	14,720	14,170	13,630	13,080	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,600	14,160	13,730	13,300	12,860	12,430	11,990	11,560	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,920	16,370	15,820	15,270	14,720	14,170	13,630	13,080	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,600	14,160	13,730	13,300	12,860	12,430	11,990	11,560	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	9,540	9,350	9,170	8,980	8,800	8,610	8,420	8,240		
	自 家 用	9,480	9,290	9,110	8,930	8,750	8,560	8,380	8,200		
小 型 二 輪 自 動 車		6,860	6,810	6,750	6,700	6,640	6,590	6,530	6,480		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,500	7,420	7,330	7,240	7,160	7,070	6,990	6,900		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車										
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車										
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950		
緊 急 自 動 車		6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,050	6,030	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020	
		検 査 対 象 外 車	6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880	
	(ロ) 教習用自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,040	6,980	6,920	6,850	6,790	6,730	6,660	6,600	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			12,940	12,340	11,740	11,140	10,540	9,940	9,350	8,750	
	自 家 用			12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			17,090	16,150	15,200	14,260	13,310	12,370	11,420	10,480	
	個人タクシー			16,160	15,290	14,420	13,560	12,690	11,820	10,960	10,090	
自 家 用 乗 用 自 動 車				7,030	6,920	6,810	6,710	6,600	6,500	6,390	6,280	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		12,530	11,960	11,400	10,840	10,270	9,710	9,140	8,580	
		最大積載量が2トン以下のもの		11,120	10,670	10,230	9,780	9,330	8,890	8,440	7,990	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		12,530	11,960	11,400	10,840	10,270	9,710	9,140	8,580	
		最大積載量が2トン以下のもの		11,120	10,670	10,230	9,780	9,330	8,890	8,440	7,990	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			8,050	7,860	7,670	7,480	7,290	7,090	6,900	6,710	
	自 家 用			8,010	7,820	7,640	7,450	7,260	7,070	6,880	6,700	
小 型 二 輪 自 動 車				6,420	6,370	6,310	6,260	6,200	6,140	6,090	6,030	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,810	6,730	6,640	6,550	6,460	6,370	6,280	6,200	
	検 査 対 象 外 車			6,140								
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車			5,970								
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車			5,950								
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車				5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830	
緊 急 自 動 車				5,950	5,930	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850	5,840	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,010	5,990	5,970	5,950	5,930	5,900	5,880	5,860	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860	
		検 査 対 象 外 車		6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車			5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810	
	(ロ) 教習用自動車			5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810	
	(ハ) ぞ	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,540	6,470	6,410	6,340	6,280	6,210	6,150	6,080	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820	
	他	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		c 軽自動車	検 査 対 象 外 車		5,900							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,890								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		4か月	3か月	2か月	1か月	5日
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			8,150	7,550	6,950	6,350	
	自 家 用			7,910	7,370	6,830	6,290	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			9,530	8,590	7,640	6,700	
	個人タクシー			9,220	8,350	7,490	6,620	
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,180	6,070	5,970	5,860	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		8,010	7,450	6,880	6,320	
		最大積載量が2トン以下のもの		7,540	7,100	6,650	6,200	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		8,010	7,450	6,880	6,320	
		最大積載量が2トン以下のもの		7,540	7,100	6,650	6,200	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			6,520	6,330	6,140	5,950	
	自 家 用			6,510	6,320	6,130	5,940	
小 型 二 輪 自 動 車				5,980	5,920	5,870	5,810	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,110	6,020	5,930	5,840	
	検 査 対 象 外 車							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車							
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車				5,820	5,800	5,790	5,770	
緊 急 自 動 車				5,820	5,800	5,790	5,770	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,840	5,820	5,800	5,780	5,760
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,840	5,820	5,800	5,770	5,760
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,840	5,820	5,800	5,770	5,760
		検 査 対 象 外 車		5,860	5,840	5,820	5,790	5,780
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車			5,800	5,790	5,780	5,770	
	(ロ) 教習用自動車			5,800	5,790	5,780	5,770	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,010	5,950	5,880	5,820	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,810	5,790	5,780	5,770	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,810	5,790	5,780	5,770	
		検 査 対 象 外 車						
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,800	5,790	5,780	5,770	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	6,730									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	6,700									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	6,630									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		11,590	11,500	11,410	11,320	11,220	11,130	11,040	10,950	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,640	6,630	6,610	6,600	6,580	6,570	6,550	6,540	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,930	6,910	6,900	6,880	6,860	6,840	6,820	6,800	
		検 査 対 象 外 車	6,720	6,710	6,690	6,680	6,660	6,650	6,630	6,620	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車	15,550								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		6,310									

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車										
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車										
軽 自 動 車	検 査 対 象 車									
	検 査 対 象 外 車						6,540			
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車						6,520			
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車						6,470			
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車										
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,850	10,760	10,670	10,580	10,490	10,390	10,300	10,200
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,530	6,510	6,500	6,480	6,470	6,450	6,440	6,420
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,780	6,760	6,740	6,720	6,710	6,690	6,670	6,650
		検 査 対 象 外 車	6,600	6,580	6,570	6,550	6,540	6,520	6,510	6,490
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車								
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
		検 査 対 象 外 車						13,700		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							6,200			

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車										13,150
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車										6,310
軽 自 動 車	検 査 対 象 車									13,270
	検 査 対 象 外 車									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車										9,210
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,110	10,010	9,920	9,820	9,730	9,630	9,540	9,440
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,410	6,400	6,380	6,370	6,350	6,340	6,320	6,310
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,630	6,610	6,590	6,570	6,550	6,530	6,510	6,490
		検 査 対 象 外 車	6,480	6,460	6,450	6,430	6,410	6,400	6,380	6,370
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教 習 用 自 動 車									
	(ハ) 小 型 二 輪 自 動 車	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車								11,940
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車										

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車			12,960	12,760	12,570	12,370	12,180	11,990	11,790	11,600
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車			6,300	6,280	6,270	6,250	6,240	6,220	6,210	6,200
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		13,080	12,880	12,680	12,480	12,290	12,090	11,890	11,690
	検 査 対 象 外 車		6,350							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車		6,340							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車		6,300							
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車			9,130	9,040	8,940	8,850	8,760	8,670	8,580	8,490
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,350	9,250	9,160	9,060	8,960	8,860	8,770	8,670
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,290	6,280	6,260	6,250	6,230	6,220	6,210	6,190
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,470	6,460	6,440	6,420	6,400	6,380	6,360	6,340
		検 査 対 象 外 車	6,350	6,340	6,320	6,300	6,290	6,270	6,260	6,240
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車	11,780	11,620	11,460	11,290	11,130	10,970	10,800	10,640
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車		11,800								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			6,100							

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		11,400	11,210	11,010	10,820	10,620	10,420	10,220	10,020		
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				16,250	15,850	15,440	15,020	14,610	
		最大積載量が2トン以下のもの				16,250	15,850	15,440	15,020	14,610	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				16,250	15,850	15,440	15,020	14,610	
		最大積載量が2トン以下のもの				16,250	15,850	15,440	15,020	14,610	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				12,180	11,930	11,680	11,420	11,170		
	自 家 用				12,100	11,860	11,610	11,360	11,110		
小 型 二 輪 自 動 車		6,180	6,170	6,150	6,140	6,120	6,110	6,090	6,080		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	11,490	11,300	11,100	10,900	10,700	10,500	10,300	10,090		
	検 査 対 象 外 車					6,170					
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車					6,150					
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車					6,130					
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車					7,000	6,950	6,900	6,850	6,800		
緊 急 自 動 車		8,400	8,310	8,220	8,120	8,030	7,940	7,850	7,750		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,570	8,470	8,380	8,280	8,180	8,080	7,980	7,880	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,180	6,160	6,150	6,130	6,120	6,100	6,090	6,070	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,320	6,300	6,280	6,260	6,240	6,220	6,200	6,180	
		検 査 対 象 外 車	6,230	6,210	6,190	6,180	6,160	6,150	6,130	6,110	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車					7,660	7,590	7,520	7,440	7,370	
	(ロ) 教習用自動車					7,660	7,590	7,520	7,440	7,370	
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				10,650	10,470	10,270	10,080	9,880	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	10,480	10,320	10,150	9,990	9,830	9,660	9,490	9,330	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車				9,990	9,830	9,660	9,490	9,330	
		検 査 対 象 外 車					9,850				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,980	5,970	5,960	5,950	5,940		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,990					

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										25,710
	自 家 用										12,740
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										51,330
	個人タクシー										35,050
自 家 用 乗 用 自 動 車		9,820	9,620	9,420	9,220	9,020	8,820	8,620	8,420		
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,190	13,780	13,360	12,950	12,530	12,120	11,700	11,290	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,190	13,780	13,360	12,950	12,530	12,120	11,700	11,290	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,190	13,780	13,360	12,950	12,530	12,120	11,700	11,290	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,190	13,780	13,360	12,950	12,530	12,120	11,700	11,290	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	10,910	10,660	10,410	10,150	9,900	9,650	9,390	9,140		
	自 家 用	10,850	10,600	10,350	10,100	9,850	9,600	9,350	9,100		
小 型 二 輪 自 動 車		6,060	6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	9,890	9,690	9,480	9,280	9,080	8,870	8,670	8,470		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車										
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車										
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		6,760	6,710	6,660	6,610	6,560	6,510	6,460	6,410		
緊 急 自 動 車		7,660	7,560	7,470	7,380	7,280	7,190	7,100	7,000		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,780	7,680	7,580	7,480	7,380	7,280	7,180	7,080	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020	
		検 査 対 象 外 車	6,100	6,080	6,070	6,050	6,030	6,020	6,000	5,990	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		7,290	7,210	7,140	7,060	6,990	6,910	6,840	6,760	
	(ロ) 教習用自動車		7,290	7,210	7,140	7,060	6,990	6,910	6,840	6,760	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	9,690	9,500	9,300	9,110	8,920	8,720	8,530	8,340	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	9,160	8,990	8,820	8,660	8,490	8,320	8,160	7,990	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	9,160	8,990	8,820	8,660	8,490	8,320	8,160	7,990	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			24,220	22,680	21,140	19,600	18,060	16,520	14,990	13,450
	自 家 用			12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			47,920	44,410	40,890	37,380	33,860	30,350	26,840	23,320
	個人タクシー			32,850	30,600	28,340	26,080	23,820	21,560	19,300	17,050
自 家 用 乗 用 自 動 車				8,220	8,020	7,810	7,610	7,400	7,190	6,990	6,780
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		10,880	10,450	10,020	9,600	9,170	8,740	8,320	7,890
		最大積載量が2トン以下のもの		10,880	10,450	10,020	9,600	9,170	8,740	8,320	7,890
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		10,880	10,450	10,020	9,600	9,170	8,740	8,320	7,890
		最大積載量が2トン以下のもの		10,880	10,450	10,020	9,600	9,170	8,740	8,320	7,890
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			8,890	8,620	8,360	8,100	7,840	7,580	7,320	7,060
	自 家 用			8,850	8,590	8,330	8,080	7,820	7,560	7,300	7,040
小 型 二 輪 自 動 車				5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			8,260	8,060	7,850	7,640	7,430	7,220	7,010	6,800
	検 査 対 象 外 車			5,970							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車			5,970							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車			5,950							
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車				6,360	6,310	6,260	6,210	6,160	6,110	6,060	6,010
緊 急 自 動 車				6,910	6,810	6,720	6,620	6,520	6,430	6,330	6,240
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,990	6,880	6,780	6,680	6,570	6,470	6,370	6,270
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860
		検 査 対 象 外 車		5,970	5,950	5,940	5,920	5,900	5,890	5,870	5,860
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車			6,690	6,610	6,530	6,450	6,380	6,300	6,220	6,140
	(ロ) 教習用自動車			6,690	6,610	6,530	6,450	6,380	6,300	6,220	6,140
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,140	7,940	7,750	7,550	7,350	7,150	6,950	6,750
		b 小 型 二 輪 自 動 車		7,820	7,650	7,480	7,300	7,130	6,960	6,790	6,610
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		7,820	7,650	7,480	7,300	7,130	6,960	6,790	6,610
		検 査 対 象 外 車		7,840							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,890							

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		4 か 月	3 か 月	2 か 月	1 か 月	5 日
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			11,910	10,370	8,830	7,290	
	自 家 用			7,910	7,370	6,830	6,290	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			19,810	16,300	12,780	9,270	
	個人タクシー			14,790	12,530	10,270	8,010	
自 家 用 乗 用 自 動 車				6,580	6,370	6,170	5,960	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,460	7,030	6,610	6,180	
		最大積載量が2トン以下のもの		7,460	7,030	6,610	6,180	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,460	7,030	6,610	6,180	
		最大積載量が2トン以下のもの		7,460	7,030	6,610	6,180	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			6,800	6,540	6,280	6,020	
	自 家 用			6,790	6,530	6,270	6,010	
小 型 二 輪 自 動 車				5,820	5,800	5,790	5,770	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,590	6,380	6,170	5,960	
	検 査 対 象 外 車							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,960	5,910	5,860	5,800	
緊 急 自 動 車				6,140	6,040	5,950	5,850	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,160	6,060	5,960	5,860	5,770
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,820	5,800	5,790	5,770	5,760
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,840	5,820	5,800	5,770	5,760
		検 査 対 象 外 車		5,840	5,820	5,810	5,790	5,780
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車			6,060	5,990	5,910	5,830	
	(ロ) 教習用自動車			6,060	5,990	5,910	5,830	
	(ハ) ぞ	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,550	6,350	6,150	5,950	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		6,440	6,270	6,100	5,930	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		6,440	6,270	6,100	5,930	
		検 査 対 象 外 車						
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,800	5,790	5,780	5,770	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	6,730									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	6,700									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	6,630									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,000	6,980	6,960	6,940	6,920	6,900	6,880	6,860	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,640	6,630	6,610	6,600	6,580	6,570	6,550	6,540	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,810	6,800	6,780	6,760	6,750	6,730	6,710	6,700	
		検 査 対 象 外 車	6,720	6,710	6,690	6,680	6,660	6,650	6,630	6,620	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
	c 軽自動車	検 査 対 象 車									
		検 査 対 象 外 車	6,370								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		6,310									

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車										
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車										
軽 自 動 車	検 査 対 象 車									
	検 査 対 象 外 車					6,540				
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車					6,520				
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車					6,470				
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車										
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,840	6,820	6,800	6,780	6,760	6,740	6,720	6,700
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,530	6,510	6,500	6,480	6,470	6,450	6,440	6,420
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,680	6,660	6,650	6,630	6,610	6,590	6,570	6,560
		検 査 対 象 外 車	6,600	6,580	6,570	6,550	6,540	6,520	6,510	6,490
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) 其 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車								
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
		検 査 対 象 外 車					6,250			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						6,200				

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車										9,570
普 通 貨 物 及 び けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車										6,310
軽 自 動 車	検 査 対 象 車									7,140
	検 査 対 象 外 車									
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車									
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車									
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車										6,350
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,680	6,660	6,640	6,620	6,600	6,580	6,550	6,540
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,410	6,400	6,380	6,370	6,350	6,340	6,320	6,310
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,540	6,520	6,510	6,490	6,470	6,450	6,440	6,420
		検 査 対 象 外 車	6,480	6,460	6,450	6,430	6,410	6,400	6,380	6,370
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車								6,230
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
		検 査 対 象 外 車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車										

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車			9,470	9,370	9,270	9,170	9,070	8,970	8,870	8,770
普 通 貨 物 及 び けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車			6,300	6,280	6,270	6,250	6,240	6,220	6,210	6,200
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		7,110	7,070	7,040	7,000	6,960	6,930	6,890	6,850
	検 査 対 象 外 車		6,350							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車		6,340							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車		6,300							
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車										
緊 急 自 動 車			6,330	6,320	6,300	6,280	6,270	6,250	6,240	6,220
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,510	6,490	6,470	6,450	6,430	6,410	6,390	6,370
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,290	6,280	6,260	6,250	6,230	6,220	6,210	6,190
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,400	6,380	6,370	6,350	6,330	6,310	6,300	6,280
		検 査 対 象 外 車	6,350	6,340	6,320	6,300	6,290	6,270	6,260	6,240
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,220	6,210	6,200	6,180	6,170	6,160	6,140	6,130
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
		検 査 対 象 外 車	6,130							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			6,100							

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,670	8,570	8,460	8,360	8,260	8,160	8,060	7,950		
普 通 貨 物 自 引 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				15,510	15,140	14,750	14,370	13,980	
		最大積載量が2トン以下のもの				15,110	14,750	14,380	14,010	13,640	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				15,510	15,140	14,750	14,370	13,980	
		最大積載量が2トン以下のもの				15,110	14,750	14,380	14,010	13,640	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				10,420	10,240	10,050	9,870	9,680		
	自 家 用				10,360	10,190	10,010	9,820	9,640		
小 型 二 輪 自 動 車		6,180	6,170	6,150	6,140	6,120	6,110	6,090	6,080		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,820	6,780	6,740	6,700	6,670	6,630	6,590	6,550		
	検 査 対 象 外 車					6,170					
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車					6,150					
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車					6,130					
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車					6,130	6,120	6,100	6,090	6,070		
緊 急 自 動 車		6,210	6,190	6,170	6,160	6,140	6,130	6,110	6,090		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,350	6,330	6,310	6,290	6,270	6,240	6,220	6,200	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,180	6,160	6,150	6,130	6,120	6,100	6,090	6,070	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,260	6,240	6,220	6,210	6,190	6,170	6,150	6,140	
		検 査 対 象 外 車	6,230	6,210	6,190	6,180	6,160	6,150	6,130	6,110	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車					6,000	6,000	5,980	5,970	5,960	
	(ロ) 教習用自動車					6,000	6,000	5,980	5,970	5,960	
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				6,490	6,460	6,430	6,400	6,370	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,120	6,110	6,090	6,080	6,070	6,050	6,040	6,030	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車				6,080	6,070	6,050	6,040	6,030	
		検 査 対 象 外 車					6,020				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,980	5,970	5,960	5,950	5,940		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車						5,990					

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										13,520
	自 家 用										12,740
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										17,860
	個人タクシー										16,860
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,850	7,750	7,650	7,540	7,440	7,340	7,230	7,130		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,600	13,210	12,830	12,440	12,060	11,670	11,280	10,900	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,280	12,910	12,540	12,170	11,800	11,430	11,060	10,690	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,600	13,210	12,830	12,440	12,060	11,670	11,280	10,900	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,280	12,910	12,540	12,170	11,800	11,430	11,060	10,690	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用	9,500	9,320	9,130	8,950	8,760	8,580	8,400	8,210		
	自 家 用	9,460	9,280	9,100	8,910	8,730	8,550	8,370	8,180		
小 型 二 輪 自 動 車		6,060	6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,520	6,480	6,440	6,400	6,370	6,330	6,290	6,250		
	検 査 対 象 外 車										
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車										
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車										
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950		
緊 急 自 動 車		6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,050	6,030	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	6,120	6,100	6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	5,990	
		検 査 対 象 外 車	6,100	6,080	6,070	6,050	6,030	6,020	6,000	5,990	
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880	
	(ロ) 教習用自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,350	6,320	6,290	6,260	6,230	6,200	6,170	6,140	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930	
		検 査 対 象 外 車									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用			12,940	12,340	11,740	11,140	10,540	9,940	9,350	8,750
	自 家 用			12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			16,950	16,020	15,090	14,160	13,220	12,290	11,350	10,420
	個人タクシー			16,030	15,180	14,320	13,460	12,610	11,750	10,890	10,040
自 家 用 乗 用 自 動 車				7,030	6,920	6,810	6,710	6,600	6,500	6,390	6,280
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		10,510	10,120	9,720	9,320	8,930	8,530	8,140	7,740
		最大積載量が2トン以下のもの		10,320	9,940	9,560	9,180	8,800	8,420	8,040	7,660
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		10,510	10,120	9,720	9,320	8,930	8,530	8,140	7,740
		最大積載量が2トン以下のもの		10,320	9,940	9,560	9,180	8,800	8,420	8,040	7,660
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用			8,030	7,840	7,650	7,460	7,270	7,080	6,890	6,700
	自 家 用			8,000	7,810	7,630	7,440	7,250	7,070	6,880	6,690
小 型 二 輪 自 動 車				5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			6,220	6,180	6,140	6,100	6,060	6,020	5,990	5,950
	検 査 対 象 外 車			5,970							
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車			5,970							
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車			5,950							
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車				5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
緊 急 自 動 車				5,950	5,930	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850	5,840
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,010	5,990	5,970	5,950	5,930	5,900	5,880	5,860
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車			5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車		5,970	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850
		検 査 対 象 外 車		5,970	5,950	5,940	5,920	5,900	5,890	5,870	5,860
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊きゅう自動車			5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ロ) 教習用自動車			5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,110	6,080	6,050	6,020	5,990	5,960	5,930	5,900
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
	c 軽自動車	検 査 対 象 車		5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		検 査 対 象 外 車		5,900							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,890							

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		8,150	7,550	6,950	6,350	
	自 家 用		7,910	7,370	6,830	6,290	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		9,490	8,560	7,620	6,690	
	個人タクシー		9,180	8,320	7,470	6,610	
自 家 用 乗 用 自 動 車			6,180	6,070	5,970	5,860	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,340	6,940	6,550	6,150	
		最大積載量が2トン以下のもの	7,280	6,900	6,520	6,140	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,340	6,940	6,550	6,150	
		最大積載量が2トン以下のもの	7,280	6,900	6,520	6,140	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		6,510	6,320	6,130	5,940	
	自 家 用		6,500	6,320	6,130	5,940	
小 型 二 輪 自 動 車			5,820	5,800	5,790	5,770	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		5,910	5,870	5,830	5,790	
	検 査 対 象 外 車						
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車						
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車						
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			5,820	5,800	5,790	5,770	
緊 急 自 動 車			5,820	5,800	5,790	5,770	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,840	5,820	5,800	5,780	5,760
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,820	5,800	5,790	5,770	5,760
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,830	5,810	5,790	5,770	5,760
		検 査 対 象 外 車	5,840	5,820	5,810	5,790	5,780
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,800	5,790	5,780	5,770	
	(ロ) 教習用自動車		5,800	5,790	5,780	5,770	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,870	5,840	5,810	5,780	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,810	5,790	5,780	5,770	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	5,810	5,790	5,780	5,770	
		検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,800	5,790	5,780	5,770	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (12\text{か月契約の純保険料率} \\ & + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分} \\ & + 12\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & 24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ & + (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \\ & + 24\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{24\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \\ & + 24\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{24\text{か月}} \end{aligned}$$

ハ 保険期間 25 か月を超え 37 か月までの契約

(イ) 未経過期間 25 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 36 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{36 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (36 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 36 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 36 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{36 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 36 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{36 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ニ 保険期間 37 か月を超え 49 か月までの契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 48 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{48 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ホ 保険期間49か月を超え60か月までの契約

(イ) 未経過期間49か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 48\text{か月}}{12\text{か月}} \\ &+ 60\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間37か月以上48か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の2年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60\text{か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60\text{か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36\text{か月}}{12\text{か月}} \\ &+ 60\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の3年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60\text{か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60\text{か月契約の2年超3年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24\text{か月}}{12\text{か月}} \\ &+ 60\text{か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 60 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \\ &+ 60 \text{ か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分} \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{60 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= \text{純保険料率、社費中損害調査費相当部分} \\ &\text{及び付加賦課金中被害者保護増進等事業充相当相当部分の全額} \end{aligned}$$